

I. 制度概要

制 度 目 的	真摯に学業に取り組んでいるものの、経済的理由により学費納入又は修学の継続が困難な下宿・1人暮らしの学生に対し、奨学金を給付することにより経済的負担を軽減し、学業に専念できるようにすることを目的とする。
給付・貸与の別	給付
対 象 者	1年次の学部学生(外国人留学生を除く)
採 用 人 数	100名以内
奨 学 金 額	20万円 ※大学が設置している体育寮に入寮している者は10万円
出 願 資 格	次の(1)～(8)の資格をすべて満たしていること。 (1) 1年次の学部学生(外国人留学生を除く。) (2) 自宅外通学者(大学が設置している学生寮に入寮している者を含む。)のうち京都市内に居住する者(2026年10月1日現在) (3) 学生が大学に届け出ている保証人及びその配偶者の住所が京都市外であること (4) 住居の契約者が、学生本人又は学生が大学に届け出ている保証人若しくはその配偶者であること (5) 日本学生支援機構若しくは地方公共団体及び民間奨学団体等の奨学生又は教育ローンの融資を受けている者 (6) 家計が、日本学生支援機構第一種奨学金推薦基準の収入基準額以下である者 (7) 次号に定める単位数を満たし、経済的理由により学費納入又は修学の継続が困難な者 (8) 春学期における卒業要件科目での修得単位数が18単位以上である者
採 用 手 続	奨学生として採用決定した者は、所定の期日までに「誓約書」、「奨学金振込口座届」、「振込口座の通帳コピー」を提出すること。
支 給 時 期	12月下旬(予定)
支 給 方 法	学生本人が指定する本人名義の口座に銀行振込みとする。
奨 学 生 の 期 間	奨学金給付の年度限りとする。
失 格	奨学生が、奨学金の給付を受けた年度内に、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失うものとする。 (1) 休学したとき。 (2) 除籍又は退学により、学籍を失ったとき。 (3) 出願書類に虚偽の記載があったと判明したとき。 (4) 懲戒処分を受けたとき。 (5) その他本学学生としてふさわしくない行為を行ったとき。 奨学生の資格を失った者は、奨学金の全額を一括返還しなければならない。